

大規模災害時における福岡県業務継続計画

平成 2 8 年 3 月

福 岡 県

目 次

第1章 総則

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 業務継続に当たっての基本的な考え方 1
- 3 計画の対象機関 1

第2章 災害想定及び被害想定

- 1 災害想定 2
- 2 被害想定 2

第3章 非常時優先業務

- 1 非常時優先業務の範囲 4
- 2 非常時優先業務の開始目標時間 4
- 3 非常時優先業務の選定 6

第4章 非常時優先業務の執行体制

- 1 大規模災害時の初動体制 7
- 2 非常時優先業務に必要な職員確保について 7
- 3 職員配置の調整 7
- 4 指揮命令系統の確保 8

第5章 業務継続のための執務環境の確保

- 1 執務環境の機能確保 9
- 2 飲料水、食糧等の確保 12

第6章 想定外の災害が発生し、本庁舎が使用不能になった 場合の対応

- 1 代替施設の設置場所 13
- 2 事務機器の確保等 15
- 3 重要なバックアップデータの利用方法 16

第7章 計画の推進

- 1 計画の実効性向上 17
- 2 計画の見直し 17

第1章 総則

1 計画策定の趣旨

大規模災害が発生した場合、県は、知事を本部長とする福岡県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）を設置し、災害応急対策、復旧・復興対策に当たることとなる。

大規模災害時においても、これらの対策に加え、県は、県民生活や社会経済活動に影響を及ぼさないよう、業務を継続して行わなければならない。

このため、あらかじめ災害応急対策業務や優先度が高い復旧・復興業務（以下「応急業務」という。）及び優先すべき通常業務を「非常時優先業務」として選定し、業務継続に必要な職員の確保・配分などについて必要な措置を講じることにより、ヒト、モノ、情報など利用できる資源に制約がある中、適切な業務執行を確保することを目的として「大規模災害時における福岡県業務継続計画」を策定する。

2 業務継続に当たっての基本的な考え方

大規模災害時には、次の方針に基づき業務を継続する。

- 県民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とし、県民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

このため、応急業務を中心とする非常時優先業務をあらかじめ選定しておき、優先的に実施する。

- 非常時優先業務の実施に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、非常時優先業務の実施に必要な職員の確保・配分などについて、全庁的な調整を行う。
- 非常時優先業務以外の業務（縮小・中断業務）については、発災後しばらくの間、休止するか、又は非常時優先業務の継続実施に支障とならない範囲で実施する。
- 非常時優先業務を円滑に遂行するため、庁舎、電力、上下水道など執務環境に係る機能の確保を優先的に図る。

3 計画の対象機関

本計画の対象となる機関は、知事部局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び教育庁とする。

第2章 災害想定及び被害想定

1 災害想定

本計画では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電などが発生する事態として、本庁が所在する福岡地域で、最も揺れが大きく、被害が最大となる警固断層南東部（中央下部）における地震を想定する。

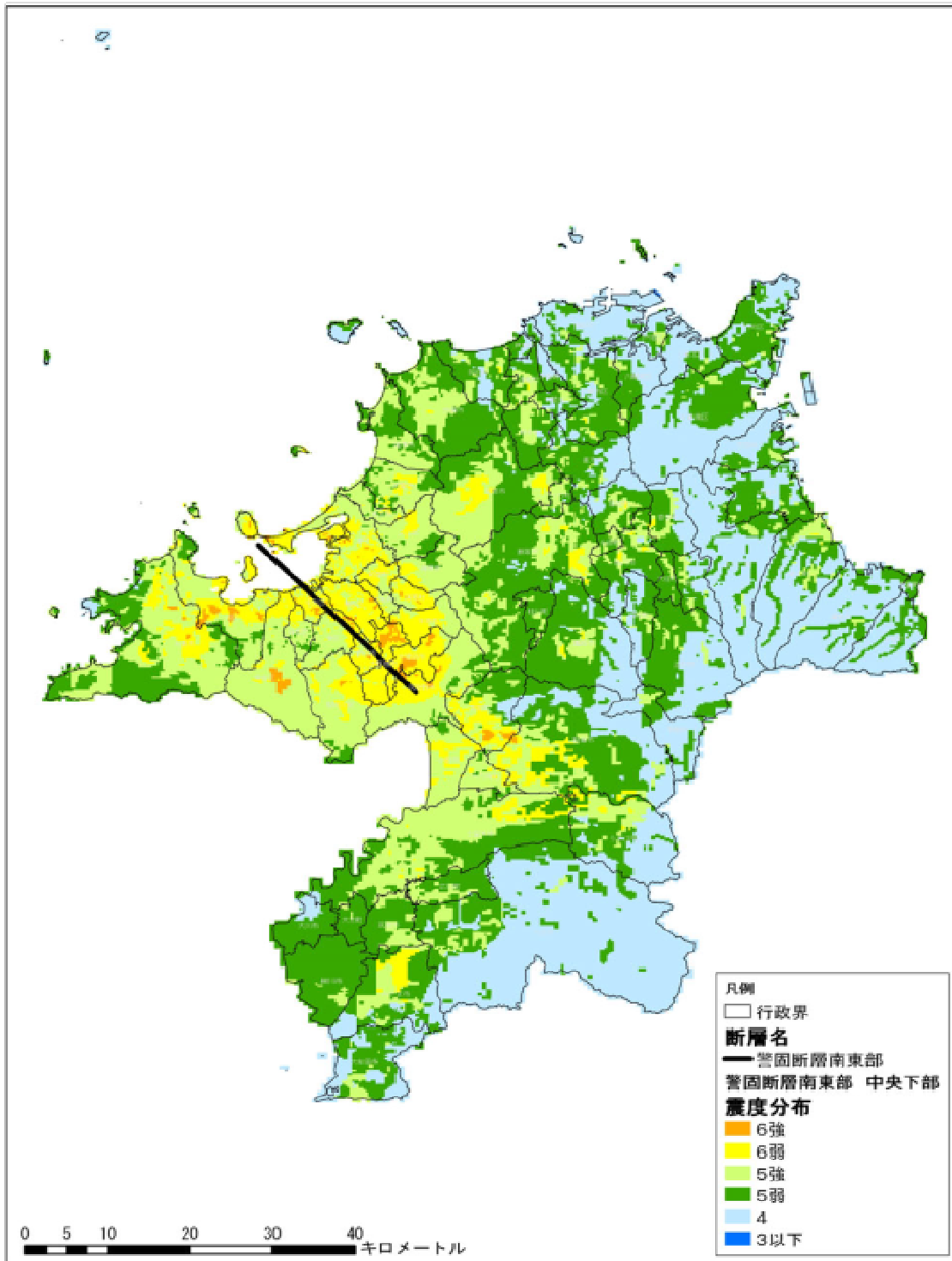
2 被害想定

警固断層南東部（中央下部）における地震の被害想定は、下表のとおりである。

項 目		被害想定
人的被害	死者 (人)	1,147
	負傷者 (人)	20,042
	要救出者数 (人)	8,174
	避難者数 (人)	46,566
建物被害	全壊 (棟)	15,179
	半壊 (棟)	13,878
火災被害	出火数 (棟)	98
ライフライン被害	上水道管 (箇所)	3,368
	下水道管 (箇所)	974
	都市ガス (箇所)	236
	電柱 (本数)	143
	電話柱 (本数)	153
交通施設被害	一般道路 (箇所)	151
	高速道路 (km)	136
	鉄道 (箇所)	341

【参考】警固断層南東部（中央下部）における地震の想定震度分布

福岡市、春日市、大野城市、糸島市等の一部で震度6強となる地域がある。

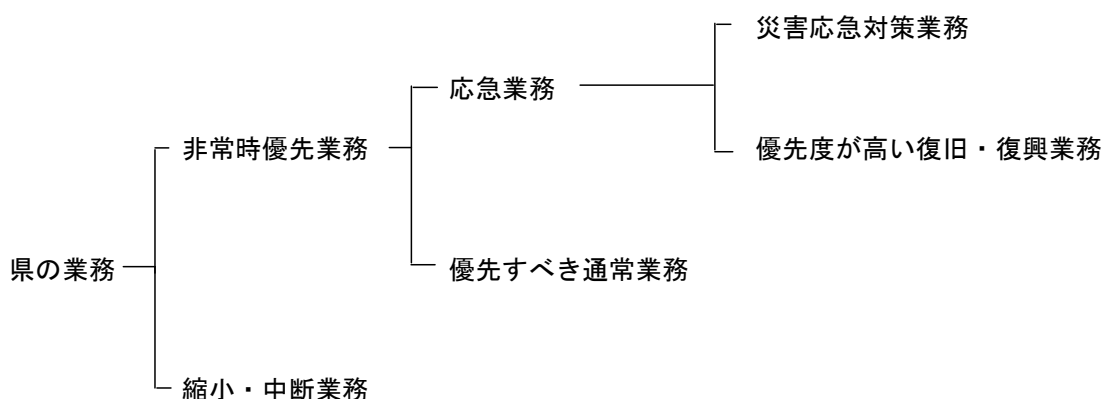


第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の範囲

大規模災害時に、人的資源や電力などの資源が制約された状況で非常時優先業務を継続実施するためには、あらかじめ非常時優先業務を選定しておく必要がある。

- 非常時優先業務は、「応急業務」と「優先すべき通常業務」とする。
- 応急業務は、福岡県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に定める災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務である。
- 優先すべき通常業務は、通常業務の中で、業務の中断により県民生活や社会経済活動に重大な支障を及ぼすものなど、発災後にあっても速やかな開始が求められる業務である。
- その他の業務は、縮小・中断業務である。



2 非常時優先業務の開始目標時間

非常時優先業務の実施に当たっては、本庁に勤務する職員（以下「本庁職員」という。）全員が業務の開始目標時間を共有して取り組む必要がある。

非常時優先業務の個々の開始目標時間については、大規模災害発生後3時間以内、1日以内、3日以内、2週間以内、1か月以内に細分化する。

非常時優先業務を業務開始目標時間ごとに整理すると、下表のとおりである。

業務開始 目標時間	該当業務	代 表 的 な 業 務 例	
		応急業務	優先すべき通常業務
3 時間以内 (初動)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制の確立 ○被災状況の把握 ○緊急消防援助隊などの 応援要請 ○救助・救急活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の緊急参集 ○職員の安否確認 ○災害対策本部の設置 ○被災情報の収集・伝達・報告 ○緊急消防援助隊などの応援 要請 ○自衛隊災害派遣要請 ○医療・救護活動の実施 	
1 日以内 (応急)	<ul style="list-style-type: none"> ○応急活動の実施 (救助・救急活動以外) ○緊急輸送体制の確保 ○県民の安全確保に直結 する業務 ○他の業務の前提となる 行政機能の再開 ○重大な行事への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の供給 ○応援職員の派遣 ○管理施設の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症、環境汚染対策等 ○児童保護措置等 ○庁舎の維持管理 ○他の業務の前提となる重要な情 報システムの再開等に係る業務 の実施 ○社会的に重大な行事等の延期 調整業務（選挙等）の実施
3 日以内 (応急・復旧)	<ul style="list-style-type: none"> ○応急活動の実施 ○復旧・復興業務の開始 ○県民生活に密接に関 係する業務の再開 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の確保 ○災害ボランティアの派遣 ○心のケアのための専門家派 遣 ○管理施設の被害状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護費や児童扶養手当、特 別障害者手当等の支給 ○中小企業者への融資に係る業務 の実施 ○金銭の支払、支給に係る業務の 実施 ○県民からの相談への対応
2 週間以内 (復旧・復興)	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興業務の本格 化 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育再開に係る業務の実施 ○被災者生活再建支援法に関 する業務の実施 ○産業の復旧・復興に係る業務 の実施（農林水産、商工業対 策等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○許認可、免許交付、試験の実施
1 か月以内 (復旧・復興)	<ul style="list-style-type: none"> ○その他行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の行政機能の回復

3 非常時優先業務の選定

上表の考え方を踏まえ、本庁全所属で902の非常時優先業務を選定し、業務ごとに開始目標時間を設定する（詳細は、別添「非常時優先業務整理表」のとおり）。

非常時優先業務の選定状況

(単位：業務)

業務区分	業務開始目標時間					計
	3時間以内	3時間～ 1日以内	1日～ 3日以内	3日～ 2週間以内	2週間～ 1か月以内	
応急業務	173	137	78	15	9	412
優先すべき通常業務	6	86	87	290	15	484
計	179	223	165	305	24	896

第4章 非常時優先業務の執行体制

1 大規模災害時の初動体制

第2章で想定する大規模災害が発生した場合の県防災計画における初動体制は、以下のとおりである。

- 県内に震度6強以上の地震が発生したときは、防災危機管理局職員が直ちに登庁して、県災対本部を設置し、県内防災関係機関の総合調整の任に当たる。
- 県災対本部の機能確保のために、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から指定した緊急初動班（70名）を組織し、発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整などの初動対応を行う。
- 上記以外の本庁職員全員は、自主的に県庁に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁できない場合は、最寄りの農林事務所や県土整備事務所など県防災行政無線設備が設置されている出先機関に参集する。

2 非常時優先業務に必要な職員確保について

非常時優先業務の実施に必要な本庁職員数については、大規模災害が勤務時間外に発生した場合においても、確保できる見込みである。

非常時優先業務の実施に必要な職員の充足状況

(単位：人)

区 分	業 務 開 始 目 標 時 間				
	3時間以内	3時間～ 1日以内	1日～ 3日以内	3日～ 2週間以内	2週間～ 1か月以内
参集可能職員数(A)	1,011	1,887	1,887	2,271	2,810
必要職員数 (B)	605	1,032	1,297	1,755	1,778
差引 (A-B)	406	855	590	516	1,032

※ 参集可能職員数は、阪神・淡路大震災時の実例を踏まえ、職員の居住地からの距離や職員の被災状況を勘案して推計

※ 必要職員数は、非常時優先業務の実施に必要な本庁職員数を推計

3 職員配置の調整

非常時優先業務の実施に当たり、本庁全体としては、必要な職員が確保される見込みであるが、所属によっては、不足が生じる可能性がある。この場合、次の手順により職員配置の調整を行う。

○ 各所属における出勤状況把握

本計画に基づく業務体制へ移行後は、県災対本部の指示に従い、各所属において職員の出勤状況を把握し、各部局の主管課を通じて県災対本部に報告する。

○ 所属間の調整

各所属長は、所属において業務の最大限の縮小・中断を行っても、なお職員に不足が生じる場合には、各部局の主管課に所要の職員の配置を要請する。

要請を受けた各部局の主管課は、必要に応じて所属間の調整を行う。

○ 各部局における部局間の調整

各部局の主管課は、部局内において業務の最大限の縮小・中断を行っても、なお職員に不足が生じる場合には、人事課に対し所要の職員の配置を要請する。

要請を受けた人事課は、必要に応じて部局間の調整を行う。

4 指揮命令系統の確保

大規模災害時においても組織を維持し、業務を適切に継続するためには、指揮命令系統が確保されていることが重要である。

職務の代行については、福岡県事務決裁規程（昭和40年福岡県訓令第5号）第7条に定める代決順位により行うこととし、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく代決権者が代決する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1 執務環境の機能確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、本庁舎や電力、上下水道など執務環境の機能確保が必要である。

このため、これらの機能について、現状を踏まえ、業務継続のために必要な以下に掲げる対策を講じる。

(1) 本庁舎

【現状】

- 本庁舎（県庁行政棟及び議会棟）は、震度6強に相当する地震への耐震性能を有している。

【対策】

- 各所属においては、室内にある書棚やロッカー、電気製品等について、簡単に転倒・落下しないよう措置を講じる。

(2) 電力

【現状】

- 本庁舎の電力は、2つの系統（中洲変電所・千代変電所）から供給されており、一方が送電不能となった場合にも電力は確保される。
- 外部からの電力供給が2系統とも絶たれた場合には、専用の非常用自家発電機（1,500KVA×2基）が直ちに起動し、災害対策本部室や河川情報管理室等に電力を供給することとなっている。

【対策】

- 非常用自家発電機は、当該電力を供給すべき全ての機器が稼働している状況において、約45時間の連続運転が可能である。ただし、利用できる時間が限られることから、災害対応に直接関係のない部分の消費電力を減らすことによって、燃料の消費量を抑え、連続運転時間の延長を図るとともに、燃料の早期確保に努める。

非常用電源の状況

設置場所	○ 発電機 地下3階発電機室 ○ 受変電設備 地下3階電気室
燃料タンク	○ 31,600リットル
連続運転時間	○ 45時間
供給範囲	<p>○ 消防用設備（自動火災報知設備、消火ポンプ等）、保安照明（発電機回路に接続された照明。執務室の照明のうち、中央（横向き）の照明の2/3本）、電話、エレベーター、上・下水道</p> <p>○ ただし、コンセントの使用は、次の執務室に限られる（他の執務室については、別途配線措置が必要）。</p> <p>知事室、副知事室、特別応接室、特別会議室（庁議室）、秘書室、災害対策本部室、防災危機管理局、統制室、河川課、河川情報処理室、情報政策課電子計算機室、県民情報広報課、会見室、県政記者室、防災センター、無線機械室、電話交換機室、監視室</p>

(3) 上水道

【現状】

- 上水道が断水した場合、受水槽（地下3階）及び高置水槽（4階、11階）の貯留水が使用可能であり、飲料水を供給できる。
- トイレ洗浄水に使用する雑用水は井戸水を使用しているので、トイレの使用は可能である。

	容 量 (m ³)			使用可能日数
	受水槽	高置水槽	計	
飲料水	540	62	602	6.5
雑用水	530	33	563	3.2
計	1,070	95	1,165	—

【対策】

- 断水時には、給水期間をできるだけ長くするため、貯留水の節水に努める。

(4) 下水道

【現状】

- 敷地外の下水道施設が損壊した場合、地下汚水槽に一時的に貯留可能である。

【対策】

- 「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」に基づき、仮設トイレの設置を進める。

(5) 通信

【現状】

- 災害時に一般電話回線が不通となる事態においても、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（以下、「県防災通信ネットワーク」という。）や災害時優先電話等を活用し、被災情報の収集・伝達、災害応急対策の調整等を行う。
- 県防災通信ネットワークにおいては、国機関（省庁）、市町村、消防本部とは地上系及び衛星系の無線回線を整備し、災害に強い通信を確保している。
停電した場合に備え、農林事務所及び県土整備事務所などの出先機関には、72時間運転が可能な非常用自家発電機が整備されている。
衛星系の無線回線の制御を行う衛星通信局舎については、地下部分に免震装置を備えているため、損壊の可能性は低い。
- 災害時優先電話が12回線分確保されており、発信規制や接続規制といった通信制限が行われた場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

【対策】

- 平成29年度の供用開始を目指し、県防災通信ネットワークを再整備することとしており、災害時にも確実に情報伝達ができる高速・大容量の通信ネットワークを構築する。
- 副回線は、大規模災害時に主回線の光回線が断線した場合に備え、各機関との通信内容及び各回線の特徴を踏まえながら、必要な情報伝達が可能となる回線を採用する。

(6) 情報システム

【現状】

- 情報システムのうち、重要なシステムのサーバ機器類については、免震装置を備え、非常用自家発電機が整備されたデータセンターに設置している。
- データセンターでは、24時間体制による機器の運用監視を行っており、問題発生時には、各システムの運用委託事業者等への連絡体制を整えている。
- 重要なデータについては、バックアップを行った上でデータセンターに保管。
- 情報システムを利用するための通信ネットワーク（福岡県共用ネットワーク（以下、「県共用ネットワーク」という。））は、非常時に備え予備回線を確保しており、庁舎停電時には非常用電源設備から自動的に電力供給を受ける。

【対策】

- 発災後、速やかに情報システムの被災状況等を把握し、非常時優先業務に係るシステムから優先して復旧を行う。
- その際、情報システムを管理・運営する各所属との庁内連絡体制を整えるとともに、運用・保守を行っている事業者とも連携し、優先復旧のための体制を構築する。

2 飲料水、食糧等の確保

発災からしばらくの間は、飲料水、食糧等の調達が間に合わないおそれがあることから、「福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領」に基づき、本庁各所属において、一定量の飲料水、食糧等の備蓄を行う。

第6章 想定外の事態が発生し、本庁舎が使用不能になった場合の対応

本庁舎は、耐震性に優れており、本計画の想定を上回る地震が発生しても、直ちに倒壊する可能性は低い。しかしながら、窓ガラスの飛散、火災等により本庁舎において安全に業務を行えない場合に備えるため、代替施設や事務機器等の確保の手順について、以下のとおり定める。

1 代替施設の確保

(1) 応急業務を実施する代替施設の確保

非常時優先業務のうち、特に緊急性が高く各部局間の連携が必要な「応急業務」を実施する施設は、職員の緊急参集、災害対策本部の設置など初動体制の速やかな確立、通信機能の確保、県警察本部等との連携を図る観点から、吉塚合同庁舎を第一順位、福岡西総合庁舎を第二順位とする。

両施設の活用が困難な場合は、八幡総合庁舎を活用することとし、指定（地方）公共機関のバス事業者等の協力を得て、職員の移動手段を確保する。

〈吉塚合同庁舎の概要〉

- ・ 構造：地上8階、地下1階
- ・ 延べ床面積：14,426.33㎡（うち、会議室面積：2,621.85㎡）
- ・ 耐震安全性：「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」Ⅱ類（※）
- ・ 通信設備：県防災通信ネットワーク設備を整備済み
- ・ 発電設備：自家発電装置（最大6.6時間）を設置済み

〈福岡西総合庁舎の概要〉

- ・ 構造：地上6階、地下1階
- ・ 延べ床面積：7,193.00㎡
- ・ 耐震安全性：「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」Ⅱ類（※）
- ・ 通信設備：県防災通信ネットワーク設備を整備済み
- ・ 発電設備：自家発電装置（最大89時間）を設置済み

〈八幡総合庁舎の概要〉

- ・ 構造：地上4階（本館）、地上2階（別棟）
- ・ 延べ床面積：本館 4,893.41㎡
別棟 630.74㎡
- ・ 耐震安全性：「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」Ⅱ類（※）
- ・ 通信設備：九州総合通信局や通信事業者等から衛星携帯電話を確保（最大190台）
- ・ 発電設備：自家発電装置（最大72時間）を設置済み（本館）

※ 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」Ⅱ類

大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られているものをいう。

(2) 応急業務以外の非常時優先業務を実施する代替施設の確保

応急業務以外の非常時優先業務を実施する施設は、上記代替施設の周辺の県有施設等を活用することとし、具体的な選定に当たっては、県共用ネットワーク回線や通信事業者のインターネット回線との接続状況を考慮するものとする。

【災害対策本部を吉塚合同庁舎又は福岡西総合庁舎に設置する場合】

- ① 本庁舎周辺にある県有施設等
(粕屋総合庁舎、県立図書館、ホテルレガロ福岡等)
- ② 本庁舎から概ね5 km 以内にある県有施設等
(アクロス福岡、アクション福岡、県立美術館等)
- ③ 本庁舎から概ね10 km 以内にある県有施設等
(クローバープラザ、福岡女子大、職員研修所等)
- ④ 福岡市内にある民間施設
(ホテル等の宿泊・会議施設、オフィスビル等)
- ⑤ 福岡市外にある県有施設等
(県消防学校、福岡県立大学、農業大学校、各総合庁舎等)

【災害対策本部を八幡総合庁舎に設置する場合】

- ① 八幡総合庁舎周辺にある県有施設等
(工業技術センター機械電子研究所、検量検定所北九州検査場、東筑高校等)
- ② 八幡総合庁舎から概ね5 km 以内にある県有施設等
(遠賀分庁舎、北筑高校等)
- ③ 八幡総合庁舎から概ね10 km 以内にある県有施設等
(戸畑高等技術専門校、若松商業高校等)
- ④ 北九州市内にある民間施設
(ホテル等の宿泊・会議施設、オフィスビル等)
- ⑤ 北九州市外にある県有施設等
(県消防学校、福岡県立大学、各総合庁舎等)

2 事務機器等の確保

(1) 応急業務の実施に必要な事務機器等の確保

- 代替施設で応急業務を実施するためには、下表に掲げる事務機器等の確保が必要であり、まずは、各出先機関保有の事務機器等を含め、既存の事務機器等を可能な限り利用し、不足するものについては、流通備蓄（協定を結んでいる流通業者から発災時に物資の供給を受ける）によって調達する。
- それでもなお不足する場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「九州・山口9県災害時相互応援協定」等に基づく応援要請を行い、確保する。
- 衛星携帯電話は、緊急連絡の有効な手段であり、応急業務を実施するために必要な台数のうち不足するものについては、九州総合通信局や通信事業者から調達する。
- 十分な電話回線を確保するため、回線が増設されるまでの間は、通信事業者の衛星通信車の活用により対応する。
- 県共用ネットワーク回線の通信容量を拡大するため、通信事業者との契約変更を直ちに行う。

(2) 応急業務以外の非常時優先業務の実施に必要な事務機器等の確保

- 応急業務以外の非常時優先業務を実施するための事務機器等についても、まずは、各出先機関保有の事務機器等を含め、既存の事務機器等を可能な限り利用し、不足

するものについては、流通備蓄によって調達する。

〔事務機器等の例〕

事務機器：机、イス、ホワイトボード、PC、プリンタ、コピー機など
通信機器：電話、FAX、衛星携帯電話など
その他：事務消耗品など

3 重要なバックアップデータの利用方法

非常時優先業務に関するものなど共有すべき重要なデータについては、現在、バックアップを行った上で、免震機能と非常用電源を備えたデータセンターに保管している（第5章参照）。

これらのデータを利用するためには、代替施設に設置した災害対策本部や各部局の執務室とデータセンターとを接続する通信回線の確保が重要である。データ利用は、県共用ネットワークにより行うが、県共用ネットワークが被災により利用出来ない場合には、応急的な措置として、通信事業者の回線を利用したインターネット経由で、データセンターへの接続を確保しながら、県共用ネットワークの早期復旧に努める。

第7章 計画の推進

1 計画の実効性向上

各所属長は、本計画の実効性を高めるために、以下の対策を講じる。

- 出先機関においては、本計画を踏まえ、新たに業務継続計画を作成する。
- 大規模災害時に、速やかに業務継続体制を構築することができるよう、本計画を職員に周知する。
- 非常時優先業務に係るマニュアルを作成するなど、業務担当者が登庁できない場合でも、代替職員が円滑に業務を遂行できる体制を整備する。

2 計画の見直し

県防災計画の改定や組織再編による業務内容の変更が行われた場合などにおいては、必要に応じて本計画の見直しを行う。